

優良工場表彰 GOOD FACTORY 賞

審査・表彰規定

I. 総 則

1. 目 的

この規定は、社団法人日本能率協会（以下「JMA」という）が実施している優良工場表彰 GOOD FACTORY 賞の体系と組織を明確にし、審査・表彰業務の透明性、公正性、厳格性を維持するとともに、厳正かつ円滑に運営することを目的とするものである。

2. 優良工場表彰

- (1) 優良工場表彰とは、工場・事業所におけるものづくり全般に関する改善、革新の成果を審査・表彰することにより、当該工場の体質強化を図るとともに産業界の発展に寄与することを目的とする。また、この表彰制度の総称を GOOD FACTORY 賞とする。

GOOD FACTORY 賞には、次の4賞を設ける。

- ①ものづくりプロセス革新賞
- ②ものづくり人材育成貢献賞
- ③ものづくり CSR 貢献賞
- ④ファクトリーマネジメント賞

- (2) 上記の賞は、年に1度審査のうえ表彰する。審査・表彰する時期は、審査委員会で決定される。

3. 組 織

- (1) GOOD FACTORY 賞の各賞を認定する機関として、審査委員会を設ける。
- (2) 審査委員会は、JMA の指名する学識経験者、専門家、コンサルタントにより構成される。
- (3) 審査委員会の委員長は、審査委員より選出され、その任にあたる。
- (4) 審査委員会の審議・決定事項は次のとおりとする。
- ①GOOD FACTORY 賞の各賞を認定する。
 - ②審査委員会の委員の中から委員長を選定する。
 - ③表彰に関する規定類の案を審議する。

Ⅱ. 審 査

1. 応募資格

- (1) 国内工場および中国・アジア地域に進出している日系現地企業・工場とする。
(日系現地企業の場合、日本企業の出資比率は概ね40%以上を想定します。)
- (2) GOOD FACTORY 賞の審査申し込み時において、過去1年の期間に社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、審査委員会にて、申し込み受理可否の審議を行う。
- (3) GOOD FACTORY 賞の応募要項は、別に定める。

2. 審 査

- (1) GOOD FACTORY 賞の審査および合否の判定は、GOOD FACTORY 賞審査委員会が行う。
- (2) GOOD FACTORY 賞審査委員会については、優良工場表彰審査委員会細則に定める。
- (3) GOOD FACTORY 賞の審査項目は、別に応募要項に定める。ただし、審査基準・審査項目・合格基準、審査方法の詳細は、審査委員会に一任する。

3. 審査・受賞の取り消し

- (1) 応募工場・事業所に、各年度の GOOD FACTORY 賞審査委員会の前に社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、審査委員会で審議のうえ当該工場・事業所の審査を取り消す場合がある。
- (2) 応募工場・事業所に、各年度の審査委員会の後、当該年度内に社会的不祥事もしくは公害・災害・死亡事故等の重大事故があった場合は、審査委員会で審議のうえ、当該事業場の受賞を取り消す場合がある。

Ⅲ. 補足事項

1. 審査事務局

各賞の審査・表彰業務を厳正かつ円滑に運営する事務局として、審査事務局を設け、次の業務を行うものとする。

- (1) 審査委員会の運営
- (2) 各賞の応募申込みの受付
- (3) 表彰式の実施運営
- (4) その他審査・表彰に関わる業務

2. 規定の施行・改廃

- (1) この規定は、2011年4月1日から施行する。
- (2) 本規程を改訂および廃止をする場合は、JMA 管理規程によるものとする。

制定：2011年1月7日